第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	五、〇五五円
町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	四、九二七円
さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	四、八九六円
神戸市	四、八〇〇円
小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	四、七三六円
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	四、六〇九円
札幌市　栃木市　前橋市　町村　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	四、五一三円
上記以外の市	四、四一八円

［項を削る。］

第六条の二　各居室の定員の合計が二十人以上である更生保護施設又は女子を収容することとしている更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	五、〇五七円
町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	四、九三〇円
さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	四、八九八円
神戸市	四、八〇二円
小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	四、七三九円
仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市	四、六一一円
札幌市　栃木市　前橋市　町村　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	四、五一六円
上記以外の市	四、四二〇円

２　前項以外の更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。